

様式69(第6条関係)

市たばこ税・加算金更正(決定)通知書					
第 号	納 税 者	住 所 又 は 所 在 地			
		氏 名 又 は 名 称			
課税番号		年 月 分	申告年月日		
区 分	更正(決定)分	既 確 定 分	差 引 増 減 分		
課 税 標 準 数 量①	本	本	本		
税 額(①× $\frac{\quad}{1,000}$)②	円	円	円		
課 税 免 除 本 数	本	本	本		
課 税 免 除 税 額③	円	円	円		
返 還 控 除 本 数	本	本	本		
返 還 控 除 税 額④	円	円	円		
差 引(②-③-④)	円	円	円		
更 正(決 定)に よ る 加 算 金 額	過 少 申 告 加 算 金	不 申 告 加 算 金 額	重 加 算 金 額		
	円	円	円		
<p>地方税法第480条、第483条及び第484条の規定により、市たばこ税及び加算金を上記のとおり更正(決定)したので通知します。</p> <p>なお、 年 月 日までに浜松市指定金融機関等へ納めてください。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">浜松市長 印</p>					

納期限までに税金を完納されないときは、次の割合により計算した延滞金額が加算されます。

- (1) 納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間・・・年7.3パーセント
 (各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントを超える場合には、年7.3パーセントの割合))
- (2) 納期限の翌日から1か月を経過した日以後の期間・・・年14.6パーセント
 (各年の延滞金特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合)

注 行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定による教示を記載する。